

2023年3月22日

各 位

会社名 ア ラ ラ 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 尾上 徹  
(コード番号：4015 東証グロース)  
問合せ先 取締役副社長 井上 浩毅  
(TEL 03-5414-3611)

**資本業務提携契約の締結、第三者割当により発行される新株式及び第 22 回新株予約権の発行  
並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2023年3月22日開催の取締役会において、①株式会社 CARTA HOLDINGS（本社：東京都渋谷区、代表者：代表取締役会長兼 CEO 宇佐美 進典、東証プライム市場上場。以下「CARTA 社」といいます。）との間で業務提携（以下、「本業務提携」といいます。）を行い、同日付で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、並びに②CARTA 社に対して、第三者割当の方法により新株式（以下、「本新株式」といいます。）を発行すること、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対して、第三者割当の方法により第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権、以下、「本新株予約権」といいます。）を発行すること、並びにマイルストーン社との間で新株予約権第三者割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 本業務提携について

1. 本業務提携理由

当社は、子会社の株式会社バリューデザイン（以下、「バリューデザイン社」といいます。）を通じて、特定のチェーンや店舗でのみ使えるオリジナルの電子マネーを発行する決済機能と再来店を促すマーケティング機能を併せもつ独自 Pay サービスを提供しております。独自 Pay の決済額は年間 1 兆円を超え、累計導入店舗数も 10 万店舗を超える顧客基盤となっております。

2022 年 11 月 24 日開示の「事業計画及び成長可能性に関する事項」において記載のとおり、この独自 Pay をエンドユーザーが継続的に利用し続け、顧客にとって重要な「キャッシュフローの良化」と「エンドユーザーのロイヤルカスタマー化」を自律的なエコシステムで実現するためにはマーケティング機能が欠かせない状況であります。

このような経営環境の下、今後更なる売上高及び EBITDA 増を加速していくためにも、マー

ケティング領域におけるビジネスの拡大が不可欠と考えております。本業務提携では、当社及びバリューデザイン社（以下「当社グループ」といいます。）の全領域において、顧客とエンドユーザーとの接点をより豊かなものとするために「各企業への DX<sup>注1</sup>・デジタルビジネスの企画・支援」「スマートフォン等を活用した各種ソリューションの企画・開発」「顧客・購買データ等を活用した販促・集客支援」を CARTA 社と共創し、推進する予定であります。なお、バリューデザイン社と CARTA 社とのマーケティング業域における合弁事業の株式会社デジクル（本社：東京都渋谷区、代表者：代表取締役 今井 悠介、出資比率：49%。以下、「デジクル社」といいます。）については、本業務提携の範囲が当社グループ全領域に及ぶことから合弁契約を発展的に解消し、バリューデザイン社が保有するデジクル社株式を CARTA 社に譲渡する予定です。なお、譲渡に当たっては約 6 百万円の特別損失を 2023 年 8 月期第 3 四半期に計上する見込みです。

注1 デジタルトランスフォーメーションの略

## 2. 本業務提携の内容

当社グループは独自 Pay を通じて、顧客の常連客であるエンドユーザーが日々の暮らしの中でよりお得で便利な生活ができる環境を構築してまいりました。顧客においても、キャッシュレス化による POS レジの通過時間の短縮、釣銭間違いによる違算金の回避等の業務改善や、キャッシュフローの良化、費用負担の低い販売促進という経営課題の解決を、独自 Pay によって実現してまいりました。

当社グループの独自 Pay は決済機能とマーケティング機能の両面を有する一方で、当社グループに寄せられる、顧客のマーケティングに関する個別課題に対し、きめ細やかに応じるには多大なリソースを必要としておりました。

本業務提携により、これまで主にバリューデザイン社と CARTA 社の合弁事業であるデジクル社が担ってきた、「各企業への DX・デジタルビジネスの企画・支援」「スマートフォン等を活用した各種ソリューションの企画・開発」「顧客・購買データ等を活用した販促・集客支援」について、当社グループの全領域で CARTA 社と共創し、推進する予定です。詳細につきましては後述の「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途①本業務提携に基づく投資」をご参照ください。

上記の業務提携を推進するために、今後両社間で出向者の受け入れなども積極的に行い提携効果を最大限に高めることを予定しております。

以上のとおり本資本業務提携契約を締結することにより、両社において高いシナジー効果が得られるものと思料されることから、当社は、本資本業務提携契約を締結することを決定いたしました。

## 3. 本業務提携相手先の概要

(1) 名称	株式会社 CARTA HOLDINGS		
(2) 所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号渋谷ソラスタ15階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 宇佐美 進典		
(4) 事業内容	マーケティングソリューション事業、アドプラットフォーム事業及びコンシューマー事業		
(5) 資本金	1,514百万円		
(6) 設立年月日	1999年10月8日		
(7) 大株主及び持株比率	(株)電通グループ	53.42%	
	宇佐美 進典	7.90%	
	(株)日本カストディ銀行(信託口)	5.81%	
	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3.42%	
	NORTHERN TRUST CO.(AVFC)	1.98%	
	RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY A/C		
	CARTA HOLDINGS 社員持株会	1.98%	
	NORTHERN TRUST CO.(AVFC)	1.88%	
	RE UKAI AIF CLIENTS NON LENDING		
	10PCT TREATY A/C		
	石橋 拓朗	1.80%	
	永岡 英則	1.48%	
	永井 詳二	1.47%	
(8) 上場会社(当社)と当該会社との間の関係			
資本関係	該当事項はありません。なお、当社100%子会社のバリューデザイン社とCARTA社との間で合弁会社デジクル社がございます。		
人的関係	当社の取締役1名及びバリューデザイン社の従業員1名がデジクル社の取締役に就任しております。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(9) 最近3年間の経営業績及び財政状態	(単位:百万円)		
決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
純資産	24,553	27,757	27,471
総資産	49,259	55,376	50,440
1株当たり純資産(円)	967.47	1,070.34	1,080.42
売上高	22,487	25,821	25,940

営業利益	3,463	4,973	2,418
経常利益	3,335	5,614	3,036
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,781	3,104	3,035
1株当たり当期純利益 (円)	70.57	122.68	119.20
1株当たり配当金 (円)	48	51	54

#### 4. 日程

(1) 本資本業務提携契約及び第三者割当増資に関する取締役 会決議日	2023年3月22日
(2) 本資本業務提携契約の締結日	2023年3月22日
(3) 本割当契約の締結日、第三者割当増資の払込期日及び本 業務提携の開始日	2023年4月7日

注 第三者割当増資については、後記「II. 本新株式及び本新株予約権の発行並びに本割当契約の締結について」をご参照ください。

#### 5. 今後の見通し

後記「II. 本新株式及び本新株予約権の発行並びに本割当契約の締結について」「9. 今後の見通し」をご参照ください。

## II. 本新株式及び本新株予約権の発行並びに本割当契約の締結について

### 1. 募集の概要

#### ① 新株式

(1) 払込期日	2023年4月7日
(2) 発行新株式	普通株式 821,900株
(3) 発行価額	1株につき365円
(4) 資金調達額	299,993,500円
(5) 資本組入額	1株あたり182.5円
(6) 資本組入額の総額	149,996,750円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下に記載する者に以下に記載する 株数を割り当てます。 CARTA社 821,900株
(8) その他	前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

注 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

② 新株予約権

(1) 割当日	2023年4月7日
(2) 新株予約権の総数	8,219個
(3) 発行価額	総額821,900円(新株予約権1個につき100円)
(4) 当該発行による潜在株式数	821,900株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありませぬ。下限行使価額は365円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は821,900株です。
(5) 資金調達額	300,815,400円 (内訳) 新株予約権発行による調達額:821,900円 新株予約権行使による調達額:299,993,500円 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 365円 当初行使価額は、2023年3月22日開催の取締役会直前の取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に行われる当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額(以下「修正基準日時価」といいます。)に修正することができます。ただし、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」といいます)に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6か月以上経過していない場合には当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当方式

(8) 割当予定先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(9) その他	<p>① 行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2023年3月22日）時点における当社発行済株式総数（10,184,763株）の10%（1,018,476株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>②新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④本割当契約における定め</p> <p>上記のほか、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社と当社との間で締結予定の本割当契約において、次の規定がおかれる予定です。</p> <p>&lt;新株予約権の取得請求&gt;</p> <p>割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2025年3月6日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、当該時点又は当該事由の発生時から行使期間満了日までの間いつでも、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p>

	⑤その他前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
--	--

注1 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

注2 当社取締役会が本新株予約権の行使価額の修正を決議した場合には、速やかにお知らせいたします。

注3 当社発行済株式総数の10%の株数は小数点以下第1位を切り捨てて算出しております。

## 2. 募集の目的及び理由

「I. 本業務提携について」にて記載しておりますが、独自 Pay をエンドユーザーが継続的に利用し続け、顧客にとって重要な「キャッシュフローの良化」と「エンドユーザーのロイヤルカスタマー化」を自律的なエコシステムで実現するためにはマーケティング機能が欠かせない状況であります。

当社グループは2023年8月期第1四半期の売上高は1,245百万円（前年同期（単純合算）比496百万円増）EBITDA81百万円（前年同期（単純合算）比111百万円）<sup>注1</sup>となりました。

このような経営環境の下、自律的なエコシステムにより、今後更なる売上高及びEBITDA増を加速していくためにも、マーケティング領域のビジネスの拡大が不可欠と考えております。具体的には、バリューデザイン社と CARTA 社との合弁事業であったデジクル社の合弁契約を解消し、当社グループ業務の全領域において、顧客とエンドユーザーとの接点をより豊かなものとするために「各企業への DX・デジタルビジネスの企画・支援」「スマートフォン等を活用した各種ソリューションの企画・開発」「顧客・購買データ等を活用した販促・集客支援」を本業務提携に基づき共創し、推進する予定であります。

また、2021年8月25日に公表した「株式会社バリューデザインの株式の取得（持分法適用関連会社化）及び資金の借入に関するお知らせ」のとおり当社はバリューデザイン社の普通株式576,000株を JNS ホールディングス株式会社及びスタジオプラスコ株式会社から取得いたしております。その際、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）から金銭消費貸借契約書に基づき1,700,000,000円の借入を行っております。その後、2022年4月27日開催の臨時株主総会にて残りのバリューデザイン社株式を株式交換の方法にて取得する旨の決議を行い、同年6月1日には、同決議内容に基づく経営統合が実現しバリューデザイン社は、当社の100%子会社となりました。

さらに、2023年1月13日に公表した2023年8月期第1四半期報告書のとおり、現預金残高は1,139,550千円、1年内返済予定の長期借入金残高は1,580,004千円となっております。また、流動比率も82.0%と100%を下回っており、健全な財務基盤への改善が必要な状況となっております。機動的かつ既存株主の利益に配慮した形での新たな資金調達が必要と判断し、その目的が実現できる本新株式及び本新株予約権を用いた資金調達（以下「本資金調達」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本資金調達は、本業務提携の推進、借入金の一部返済による財務基盤の改善により、中長期的

な当社の成長、企業価値向上につながるものであり、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。本資金調達における具体的な資金使途及び支出時期につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載しております。

### 3. 本資金調達方法の選択理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至っております。以下は、本資金調達方法（第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行）を選択した具体的な検討内容であります。

#### （1）金融機関からの借入れ、公募増資等

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資等の資金調達手段を検討いたしました。

間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの課題もあり、自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行ってまいりました。

その検討において、公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資に比べて大きいこと、また全額を第三者割当増資による新株式発行で調達することについては、将来の1株あたりの当期純利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ適当ではないとの判断にいたりしました。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、既存株主の参加率が不透明であることから、本資金調達方法と比べて必要資金を調達できない可能性があり、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないとの判断いたしました。

なお、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、選択しないことといたしました。

#### （2）本資金調達方法（第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行）について

本資金調達方法は、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることによって、本新株式の発行により当面の資金需要に対応しつつ、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしております。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が本新株式及び本新株予約権の割当予定先に求めた点は、具体的には、CARTA社については、①業務提

携契約に基づく投資であることの表明、マイルストーン社については、②純投資であることの表明、③類似事例での投資実績があること、④株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、⑤大株主として長期保有しないこと、⑥株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株式の売却にあたり市場内立会取引以外の場合には事前に当社との協議を実施すること、⑦環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合には迅速に本新株予約権を買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。CARTA社及びマイルストーン社との協議の結果、両社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答を得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

#### ① 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に係る潜在株式は行使されて初めて顕在化することから、実際に行使されるまでの期間においては希薄化せず、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮がなされていると考えます。また、割当予定先のうちマイルストーン社は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境等により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2023年3月22日）時点における当社発行済株式総数（10,184,763株）の10%（1,018,476株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮した資金調達が可能と考えております。

#### ② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の8.06%（821,900株）であり、割当予定先による本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

#### ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先を確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(2) 本資金調達方法 (第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行) について」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記留意事項を上回る優位性があると考えております。

- ① 本新株予約権の下限行使価額は当初行使価額と同額の 365 円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。
- ② 本新株予約権は、株価の上昇局面では、上方修正されることがあるため、調達額が予定額を上回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降の株価が当初の行使価額を上回っている場合において、当社の判断により行われることとなります。
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。
- ④ 本新株予約権の割当予定先は、後述の「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、本新株予約権の割当予定先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	600,808,900 円
内訳 (本新株式の発行による調達額)	299,993,500 円
(本新株予約権の発行による調達額)	821,900 円
(本新株予約権の行使による調達額)	299,993,500 円
発行諸費用の概算額	12,000,000 円
差引手取概算額	588,808,900 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、リーガル・アドバイザー費用、新株予約権評価費用、登記費用関連費用、その他諸費用 (株式事務手数料・外部調査費用) となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であります。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した

場合の金額であるため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使による調達額は増加又は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	資金調達方法	支出予定時期
① 本業務提携に基づく投資	287	本新株式の発行による調達資金	2023年4月～ 2025年8月
② 借入金返済に充当	300	本新株予約権の発行及び行使による調達資金	2023年11月

(注) 1. 上記②については、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、その金額については、変更される可能性があります。また市場における当社株価や出来高の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されず、十分な資金を調達できない可能性があります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合、不足分について自己資金又は他の資金調達により充当するか否かについては現時点では未確定であります。

2. 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

①本業務提携に基づく投資

本業務提携にもとづき、①顧客のDX推進・マーケティングに関する課題を引き出し、課題解決に向けて顧客と共に方針を策定すること、②方針や企画内容に基づき、スマートフォン等を活用した各種データ分析ツール、マーケティングオートメーションなどを組み合わせたソリューションを開発・提供すること、③ソリューションの提供後も顧客との間でPDCAを効率的に回し、顧客のロイヤルカスタマー化を継続的に両社で支援することを計画しております。

上記の業務提携を推進するために、両社間で出向者の受け入れなども積極的に行い提携効果を最大限に高める予定もしております。

これにあたり、本新株式の発行による調達資金のうち137百万円を販売促進・デジタルギフト関連システム開発に、100百万円を人材採用、育成などの運営体制の強化に、50百万円をPOSデータ取得・管理システム開発に、現行の中期経営計画の終了となる2025年8月まで継続して充当することを予定しております。また、上記の支出予定時期は、当該事業が順調に進捗した場合を前提としており、今後の事業進捗状況に応じて変更される可能性があります。変更が生じた

場合は、その旨を速やかに公表する予定です。

## ②借入金返済に充当

2022年11月28日に公表しております「有価証券報告書一第17期（令和3年9月1日—令和4年8月31日）の第5.【経理の状況】」に下記のとおり記載をしております。

（借入金の返済条件の変更）

当社は、2022年10月19日に株式会社みずほ銀行と2021年8月25日に締結した金銭消費貸借契約に対する返済条件の変更に係る変更契約を締結しております。

- |              |  |
|--------------|--|
| 1. 条件変更の目的   | 運転資金の確保のため                                     |
| 2. 借入先の名称    | 株式会社みずほ銀行                                      |
| 3. 条件変更の内容   | 借入金1,400,000千円の返済期限を2023年8月25日から2023年11月25日へ変更 |
| 4. 変更契約の締結時期 | 2022年10月19日                                    |
| 5. 損益に及ぼす影響  | 当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります                        |

貸借対照表の流動比率の健全化を目的として、上記借入金の返済に、本新株予約権の行使による調達資金の全部もしくは一部を充当し、みずほ銀行からの借入への返済の実行を予定しております。ただし、当社グループの収益力及び調達資金の資本コストに鑑み、みずほ銀行の同意の下、当該調達資金の用途を借入金の一部返済にとどめ、みずほ銀行からの借入期間を延長するオプションを実行する可能性があります。当該オプションを実行した場合の当該調達資金の新たな用途については現時点では未定です。新たな用途が決定した場合は速やかに公表いたします。

## 5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、本新株式及び本新株予約権の行使により調達した資金を、上記の「4.（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を実現できることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

## 6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

### ①本新株式

本新株式の発行価額につきましては、当社普通株式の取引量と株価の推移、一時的な相場変動等を考慮し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日（2023年3月20日）の終値である365円といたしました。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の前取引日までの1か月間の終値平均359円に対する乖離率は1.67%、取締役会決議日の前取引日までの3か月間の終値平均345円に対する乖離率は5.79%、取締役会決議日の前取引日までの6か月間の終値平均366円に対する乖

離率は $\Delta 0.27\%$ となっております。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、本新株式の発行価額は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を受けております。

## ②本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング30階、代表取締役社長野口真人）（以下、「ブルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下、「本価値算定書」といいます。）を取得しております。ブルータス社は、発行要項及び本割当契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価365円/株、ボラティリティ51.59%、行使期間2年間、配当利回り0%、無リスク利率 $\Delta 0.097\%$ 、権利行使価格365円/株）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、行使価額の修正に上限がないため、当社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当予定先からのヒアリングに基づき、株価が行使価額を上回っているときは随時、1回あたり24個の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額をそれぞれ当該算出結果と同額の100円（1株当たり1円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2023年3月20日）の東京証券取引所における普通取引の終値365円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均359円に対する乖離率は1.67%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均345円に対する乖離率は5.79%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均366円に対する乖離率は $\Delta 0.27\%$ となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行価額は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を受けております。

- ・ブルータス社は、本件に類似した案件における新株予約権の評価単価の算定について豊富な

経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること。

- ・ブルータス社は、当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び本新株予約権の発行による資金調達に関してマイルストーン社とは契約関係にない独立した立場で本価値算定書を提出していると認められることから、本価値算定書の作成自体について、公正性を疑わせる事情はないこと。
- ・本件における算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられること。
- ・本価値算定書において適用された基礎数値等はそれぞれ合理的ないしは適切であると判断できること。
- ・以上の点から、本価値算定書における本新株予約権の評価単価の算定結果に依拠することができるものと考えられ、本新株予約権は当該評価単位と同額を発行価額とすること。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により交付される株式の数は 821,900 株、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式の数は 821,900 株であり、2023 年 3 月 22 日現在の当社発行済株式総数 10,184,763 株に対し最大 16.13% (2023 年 3 月 22 日現在の当社議決権個数 101,714 個に対しては最大 16.16%) の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、本新株予約権の取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、2020 年 8 月期 25.32 円、2021 年 8 月期 37.34 円、2022 年 8 月期△252.06 円となっております。以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。なお、本新株予約権が全て行使された場合における交付株式数は 821,900 株となりますが、当社普通株式の過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 32,083 株、過去 3 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 30,110 株及び過去 1 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 17,268 株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である 2 年間 (年間取引日数：245 日/年取引日で計算) で行使して希薄化規模が最大になった場合、1 日当たりの売却数量は 1,677 株 (過去 6 か月間における 1 日当たりの平均出来高の 5.22%) となることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①株式会社 CARTA HOLDINGS

(1)	名称	株式会社 CARTA HOLDINGS	
(2)	所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号渋谷ソラスタ15階	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 宇佐美 進典	
(4)	事業内容	マーケティングソリューション事業、アドプラットフォーム事業及びコンシューマー事業	
(5)	資本金	1,514百万円	
(6)	設立年月日	1999年10月8日	
(7)	発行済株式数	25,163,971株	
(8)	決算期	12月期	
(9)	従業員数	1,360名	
(10)	主要取引先	株式会社電通デジタル	
(11)	主要取引銀行	三井住友銀行	
(12)	大株主及び持株比率	(株)電通グループ	53.42%
		宇佐美 進典	7.90%
		(株)日本カストディ銀行(信託口)	5.81%
		日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3.42%
		NORTHERN TRUST CO.(AVFC)	1.98%
		RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY A/C	
		CARTA HOLDINGS 社員持株会	1.98%
		NORTHERN TRUST CO.(AVFC)	1.88%
		RE UKAI AIF CLIENTS NON LENDING	
		10PCT TREATY A/C	
		石橋 拓朗	1.80%
		永岡 英則	1.48%
		永井 詳二	1.47%
(13)	上場会社(当社)と当該会社との間の関係		
	資本関係	該当事項はありません。なお、当社100%子会社のバリューデザイン社とCARTA社との間で合弁会社デジタル社がございます。	

人的関係	当社の取締役 1 名及び従業員 1 名がデジタル社の取締役に就任しております。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近 3 年間の経營業績及び財政状態		(単位：百万円)
決算期	2020 年 12 月期	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期
純資産	24,553	27,757	27,471
総資産	49,259	55,376	50,440
1 株当たり純資産 (円)	967.47	1,070.34	1,080.42
売上高	22,487	25,821	25,940
営業利益	3,463	4,973	2,418
経常利益	3,335	5,614	3,036
親会社株主に帰属する当期純利益	1,781	3,104	3,035
1 株当たり当期純利益 (円)	70.57	122.68	119.20
1 株当たり配当金 (円)	48	51	54

②マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

(1) 名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦	
(4) 事業内容	投資事業	
(5) 資本金	10 百万円	
(6) 設立年月日	2012 年 2 月 1 日 (注)	
(7) 発行済株式数	200 株	
(8) 決算期	1 月 31 日	
(9) 従業員数	4 人	
(10) 主要取引先	株式会社 S B I 証券	
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%	
(13) 上場会社 (当社) と当該会社との間の関係	資本関係	当該会社は当社普通株式を 97,920 株保有しております。また、当社の関係者及び関係

		会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の経営業績及び財政状態 (単位：百万円)			
決算期	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期
純資産	1,635	2,251	2,651
総資産	2,629	2,822	3,448
1株当たり純資産(円)	8,176,956	11,257,821	13,258,504
売上高	3,391	4,341	5,311
営業利益	847	735	980
経常利益	834	747	977
親会社株主に帰属する当期 純利益	551	616	400
1株当たり当期純利益 (円)	2,758,916	3,080,865	2,000,682
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 1. マイルストーン社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(2009年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

2. ①株式会社 CARTA HOLDINGS

割当先の CARTA 社は東京証券取引所プライム市場に株式を上場しており、反社会的勢力とは一切関係を有していないと判断しております。

②マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても当該割当予定先の法人、当該割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役荒川一枝)に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領しており、また当社において、その調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提

出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、マイルストーン社の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## （２）割当予定先を選定した理由

### ① 株式会社 CARTA HOLDINGS

CARTA 社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社は本資金調達にあたり、独自 Pay の自律的なエコシステムにより、今後更なる売上高及び EBITDA 増を加速していくためにも、CARTA 社との業務提携（「I. 本業務提携について」を参照）に基づくマーケティング領域のビジネスの拡大が不可欠と考えております。業務提携をより確実に強固なものにすることを目的として、2022 年 10 月頃に CARTA 社からの出資をお願いしましたところ、2023 年 1 月頃に出資の申し出をいただき、協議・交渉を進めてまいりました。その結果、当社としましても株主価値の向上に資すると判断できることから、CARTA 社を本新株式の割当予定先として選定することといたしました。

### ② マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。このような検討を経て、2022 年 10 月頃にマイルストーン社に出資のお願いをしましたところ、2023 年 1 月頃に出資の申し出をいただき、協議・交渉を進めてまいりました。その結果、本新株予約権の割当予定先として選定することといたしました。

マイルストーン社は、2012 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約 55 社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは当社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。当社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルス

トーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を本新株予約権の割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るといふ本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

#### ① 株式会社 CARTA HOLDINGS

当社は割当予定先である CARTA 社との間で、CARTA 社が本新株式を長期保有する意向を有していることを本資本業務提携契約にて確認するとともに、CARTA 社は、本新株式の払込期日から少なくとも2年間、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、CARTA 社の所有する本新株式を、第三者に対し、譲渡、移転、承継（包括承継を含む。）、担保設定、その他の処分をしないこと、及び当社の書面による事前の承諾を得ることなく、自ら又はその子会社若しくは関連会社をして、当社の株式の追加取得を行わず、かつ行わせないことを約しております。また、CARTA 社からは、本新株式の割当は当社と CARTA 社が業務提携を通じて事業面における協力関係を強固にし、当社の企業価値向上に資する事を目的として行われ、そのような観点から本新株式を保有する方針であると聞いております。

また、当社は、CARTA 社より本新株式について払込期日より2年以内に、CARTA 社に割当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、当社に対し、当該内容を直ちに書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

#### ② マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

なお、本割当契約においては、マイルストーン社が、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、市場内立会取引以外の方法により譲渡その他の処分をする場合は、事前に当社に通知の上で、当該株式の取扱いについて当社と協議しなければならないことを合意する予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

#### ① 株式会社 CARTA HOLDINGS

当社は、CARTA 社が2022年11月24日に関東財務局長に提出した第24期第3四半期報告書

に記載の連結財務諸表にて、同年 9 月 30 日現在での現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金 17,361 百万円、流動資産計 34,380 百万円）を確認し、また本日まで大きな変動がないことを口頭で確認しております。そのため、当社では CARTA 社がその割り当てられた本新株式の発行価額総額の払込みに要する金員を有しているものと判断いたしました。

② マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

当社は、2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 10 期事業報告書を受領し、同社の損益計算書により、当該期間の売上高が 5,311 百万円、営業利益が 980 百万円、経常利益が 977 百万円、当期純利益が 400 百万円であることを確認し、貸借対照表により、2022 年 1 月 31 日現在の純資産が 2,651 百万円、総資産が 3,448 百万円であることを確認いたしました。

また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2023 年 2 月 28 日現在の預金残高が 965 百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社はマイルストーン社がその割り当てられた本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

本資本業務提携契約及び本割当契約を除き、本新株式及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023 年 2 月 28 日現在)			募集後	
株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)	持株数 (株)	持株比率 (%)
岩井 陽介	1,539,600	15.11%	1,539,600	13.01%
マイルストー	97,920	0.96%	919,820	7.77%

ン・キャピタル・マネジメント株式会社				
株式会社CAR TA HOLD INGS	—	—	821,900	6.94%
JNSホールデ ィングス株式 会社	672,640	6.60%	672,640	5.68%
尾上 徹	571,840	5.61%	571,840	4.83%
大日本印刷株式 会社	439,040	4.31%	439,040	3.71%
株式会社SBI 証券	430,640	4.22%	430,640	3.64%
L i v i o株式 会社	271,500	2.66%	271,500	2.29%
IWA I GR OUP PT E. LTD. (常任代理人 SMB C日興証 券株式会社)	250,000	2.45%	250,000	2.11%
株式会社テー ガイア	213,440	2.09%	213,440	1.80%
GMOペイメン トゲートウェイ 株式会社	213,120	2.09%	213,120	1.80%
計	4,699,740	46.14%	6,343,540	53.63%

- 注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2023年2月28日時点の株主名簿上の株式数を基準に記載しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、2023年3月22日時点の発行済株式（自己株式を除く。）総数に本新株式による発行株式821,900株及び本新株予約権の目的となる株式の数821,900株により増加する合計1,643,800株を加えた数によって算出しております。
3. 持株比率は、発行済株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合を、小数点以下第3位を切り捨てて算出しています。
4. 当社は、2023年3月22日開催の定時取締役会において、本新株式及び本新株予約権と同時

に、当社グループの取締役及び執行役員を含む従業員に対して、有償ストック・オプションとして第23回新株予約権を発行することを決議いたしました。当該新株予約権については、募集後の持株数及び持株比率には加えておりません。

## 9. 今後の見通し

「II. 本新株式及び本新株予約権の発行並びに本割当契約の締結について」「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、資金を充当する計画であります。充当する金額につきましては、中期経営計画内での充当であり、本業務提携及び本資金調達による2023年8月期の当社の業績に与える影響は、本日時点においては軽微であると判断しております。しかし、本資金調達にて充当を予定しているCARTA社との本業務提携の推進、みずほ銀行からの借入金返済、マーケティングビジネス拡大に対する投資が、当社の業績に影響を与える場合には、その都度、すみやかに開示を行います。

なお、2022年10月14日に開示いたしました「2022年8月期決算短信（日本基準）」に記載の「2023年8月期の連結業績予想（2022年9月1日～2023年8月31日）」に変更はありません。

## 10. 企業行動規範上の手続き

本新株式及び本新株予約権の発行規模は、「6.発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2023年3月22現在の議決権数101,714個に対して最大16.16%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、新たに支配株主の出現が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続は要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
売上高	1,201,078	1,461,352	1,165,474
営業利益	136,893	305,605	△160,620
経常利益	142,139	280,056	△1,506,062
当期純利益	143,962	229,211	△1,834,218
1株当たり当期純利益	25.32	37.34	△252.06
1株当たり配当金	-	-	-
1株当たり純資産	73.98	209.20	138.43

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年3月22日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,184,763 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	738,960 株	7.25%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	－株	－%

注). 上記潜在株式数は当社グループの役職員向けの第11回から第15回、第18回から第21回新株予約権 (ストック・オプション制度) によるものです。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	11,006,663 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,560,860 株	14.18%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,560,860 株	14.18%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

注) 1. 発行済株式数は、今回の本新株式発行による普通株式 821,900 株を加えた数であります。

2. 潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る 2023年3月22日現在の潜在株式数に、本新株予約権に係る潜在株式数を加えた数であります。なお、上記のとおり、当社は、本新株予約権と同時に、有償ストック・オプションとして第23回新株予約権を発行することを決議しましたが、当該新株予約権については、上記潜在株式数については加えておりません。

(4) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
始値	－	3,080	1,251
高値	－	3,905	1,364
安値	－	1,104	381
終値	－	1,250	483

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	377	402	403	294	377	342
高値	459	409	403	388	405	396
安値	358	386	273	283	336	337
終値	396	403	291	376	340	365

注) 1. 各株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。

2. 2023年3月の株価については、2023年3月20日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2023年3月20日
始値	369
高値	369
安値	360
終値	365

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

## 12. 発行要項

アララ株式会社新株式（第三者割当）

### 発行要項

(1) 募集株式の種類及び数

普通株式 821,900 株

(2) 募集株式 1 株あたりの払込金額

365 円

(3) 払込金額の総額

299,993,500 円

(4) 申込期日 2023 年 4 月 7 日

(5) 払込期日 2023 年 4 月 7 日

(6) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：149,996,750 円

増加する資本準備金の額：149,996,750 円

(7) 募集の方法

第三者割当ての方法による。

(8) 割当予定先及び割当株式数

株式会社 CARTA HOLDINGS 821,900 株

(9) 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋支店

東京都港区新橋 2 丁目 1 - 3

(10) その他

①上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

②上記の他、新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

## アララ株式会社第 22 回新株予約権

### 発行要項

- (1) 新株予約権の名称 アララ株式会社第 22 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
- (2) 本新株予約権の払込金額の総額 金 821,900 円
- (3) 申込期日 2023 年 4 月 7 日
- (4) 割当日及び払込期日 2023 年 4 月 7 日
- (5) 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
- (6) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - ① 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 821,900 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、本項第②号及び第③号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - ② 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第②号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{(\text{調整前割当株式数}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ③ 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第②号及び第⑤号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ④ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに新株予約権の保有者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開

始日以降速やかにこれを行う。

(7) 本新株予約権の総数 8,219 個

(8) 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 100 円

(9) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、365 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

(10) 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）に相当する金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。ただし、修正基準日時価が 365 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 11 項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌取引日に生じるものとする。

(11) 行使価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式行数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

1. 本項第④号 2.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
2. 普通株式について株式の分割をする場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。
3. 本項第④号 2.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第④号 2.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
4. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第④号 2.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
5. 本号 1.乃至 4.の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号 1.乃至 4.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認

があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ 1. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
2. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
3. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- ⑤ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
1. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
2. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
3. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(12) 本新株予約権の行使期間

2023年4月7日から2025年4月6日（但し、2025年4月6日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

(13) その他の本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2023年3月22日）時点における当社発行済株式総数（10,184,763株）の10%（1,018,476株）（但し、第11項第②号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第11項第②号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権の一部行使はできない。

(14) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(15) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編当事会社の新株予約権を

交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新たに交付される新株予約権の数  
本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- ⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- ⑥ 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

#### (16) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (17) 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### (18) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### (19) 新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座

(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

- ② 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

#### (20) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

#### (21) 行使請求受付場所

アララ株式会社 経営戦略部  
東京都港区南青山2丁目24番15号

#### (22) 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋支店  
東京都港区新橋2丁目1-3

#### (23) 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を100円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前取引日(2023年3月20日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値365円を基に決定した。

#### (24) その他

- ① 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- ② 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

③ 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上